

みちびき

第65号

編集 高砂市青少年補導委員協議会
問合せ 青少年センター ☎443-9066

地域の子どもたちの

非行防止と健全育成のために

青少年補導委員の活動

青少年補導委員協議会は、昨年4月に市長から100人が青少年補導委員の委嘱を受け、2年間の任期で活動を行っています。

市内8地区では各地区委員会として、市域全体では補導委員協議会として、そして広域では東播磨・西播磨の多くの補導委員の皆さんと連携を取り合って幅広く活動を行っています。

今年度も活動は始まりますが、新型コロナウイルス感染症対策や緊急事態宣言による外出自粛などで社会生活が大きく変わりました。補導活動については、事業計画の見直しや大幅な変更が予想されますが、これまでの取り組みや青少年補導委員としての役割を意識して活動を行っていきたくと考えます。

子どもたちを

有害な情報から 守りましょう

外出の自粛により、スマートフォン、パソコン、タブレットといった、インターネット接続環境によるコミュニケーションの有効性が見直されています。

このような社会情勢の中、以前から注意啓発されている子どもたちのスマートフォンなどの使用時間の増加が懸念されます。子どもたちが、正しくインターネットを使用できるよう、家庭でのルールや、有害サイトへの誘導を防止するフィルタリングなどの対策を再確認しましょう。

この状況をインターネットの利用環境を見直す好機と捉え、有害情報から子どもたちを守りましょう。

兵庫県青少年愛護条例の一部改正

スマートフォンなどの急激な普及により、犯罪被害やネット依存の増加、JKビジネス（有害役務営業）の出現など、青少年を取り巻く社会環境は非常に厳しい状況になっています。

こうした社会環境の変化に対応し、青少年の健全育成を阻害する恐れのある行為から未来を担う青少年を保護しようと、平成30年に兵庫県青少年愛護条例の一部が改正され、次のように強化されています。

新設

JKビジネス (有害役務営業)に 対する規制

◇有害役務営業を営む者に
対し、青少年を客に接する業務に従事させること等を禁止するとともに、
従業者名簿の備付け等の義務等を規定
◇有害役務営業を営む者等
が本条例に規定する罪に
当たる違法な行為をした
とき等の、知事による6
月以内の営業停止命令の
権限を規定

新設

児童ポルノ 自画撮り勧誘行為の 禁止

◇青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ※や電磁的記録等を提供するよう求める行為を禁止

強化

インターネット上の 有害情報等への 対応強化

◇スマートフォン等の携帯
電話端末へのフィルタリ
ング利用に係る保護者・
事業者の義務強化
◇青少年がネットの危険性
を回避するためのルール
づくりの徹底（事業者に
よる説明義務等）

◇知事等による有害役務営業の場所等への立入調査権限を規定

◇命令に違反した者、青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させた者等への罰則を規定

※ 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び罰則並びに児童の保護等に関する法律」に規定する児童ポルノをいい、同法により所持・製造・提供等が禁止されているものに限定
◇欺き、威迫し、又は困惑させる等の不当な方法により提供を求めた者への罰則を規定